

未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要
事業実施主体
対象事業及び補助率等

市町村が地域または他の市町村と一体となって実施する地域の特性や優位性を生かした取組を支援し、自立した持続可能な地域づくりを推進する。

市町村

- 未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業補助金
- (1) 地域づくり助走支援 (単年度)
地域づくり計画の策定、体制づくり、先進地視察等について支援。
補助上限額：ソフト事業150万円、ハード事業対象外
補助対象：全市町村
補助率：2/3以内 (財政力指数に応じた調整係数を乗じる。)
- (2) 未来へつながる自走支援 (最長3ヶ年度)
市町村の総合戦略を推進する地域づくりの取組について支援。
補助上限額：1,500万円 (ソフト事業・ハード事業対象)
補助対象：全市町村
補助率：2/3以内 (財政力指数に応じた調整係数を乗じる。)
- (3) 複数市町村並走支援 (最長3ヶ年度)
2以上の市町村が連携して実施することが効果的な地域づくりについて支援。
補助上限額：3,000万円 (ソフト事業・ハード事業対象)
補助対象：全市町村
補助率：1/2以内 (連携市町村のうち、中山間地域を含む市町村との連携については2/3以内)

県内事例

令和2年度 採択事業：4事業 (助走支援1、自走支援3)

- <助走> 諸塚村 新しい観光様式・くつろぎ空間「森居間」創造プロジェクト
<自走> 綾町 みんなでつくる”綾町いきいき・活き”プロジェクト事業～地域活性化への再前進～
<自走> 小林市 持続可能な地域づくり自立促進型プロジェクト「すきむらづくり協議会」
<自走> 宮崎市 八重福ふく協議会「魅力アップ」展開事業

令和3年度 採択事業：9事業 (助走支援1、自走支援4、並走支援4)

- <助走> 美郷町 美郷町地域経済循環分析事業
<自走> 都城市 都城市フットパス事業
<自走> 諸塚村 諸塚村森居間空間創造支援事業
<自走> 延岡市 「島業」創出支援事業
<自走> 日南市 道の駅北郷販売基盤づくり事業
<並走> 日南市・串間市 アウトドアでつながる日南・串間地域資源活用推進事業
<並走> 美郷町・木城町 「絆」の継承と「地域愛」の醸成事業
未来へ繋がる地域イベント「舞台：千年王国」を契機として
<並走> 高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町 児湯学友団コンソーシアムプロジェクト
<並走> 小林市・都城市・えびの市・高原町 環霧島地域における広域連携事業

(参考) ・平成29年度～令和元年度 (持続可能な地域づくり応援事業)
採択事業：18事業
・平成29年度～令和元年度 (市町村間連携支援交付金)
採択事業：7事業

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線：2221、2222
-------	-------------------------------	------	-------------------------

移住・定住促進支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 県 —

事業の目的・概要	移住及び定住等の促進による地域の活性化を図るため、市町村の主体的な取組を支援する。		
事業実施主体	市町村		
対象事業等	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市部でのPR・相談会開催事業 都市住民等と受入側の市町村との出会いの場として、都市部において開催する移住等のPR・相談会を開催する事業 ② お試し滞在実施事業 移住等に関心のある都市住民等に、県内で生活してもらう体験滞在を実施する事業 ③ 空き家等情報バンク活動事業 空き家等の物件の情報を収集し、移住希望者へ物件を紹介する制度を実施する事業 ④ 移住サポーター等設置事業 移住者が地域に溶け込みやすい受け入れ体制づくりや、移住希望者に地域の案内を行う移住サポーターを設置する事業 ⑤ 交流会イベント等実施事業（県内） 県内で実施する、交流会イベント等（県内在住者向けにオンラインで実施するものを含む）の実施を通じて、移住者が地域との関わりを深める事業 ⑥ 交流会イベント等実施事業（県外） 県外で実施する、同窓会や交流会イベント等（県外在住者向けにオンラインで実施するものを含む）の実施を通じて、移住者や県外在住者が地域との関わりを深める事業 		
補助率	全域が中山間地域である市町村（財政力指数0.4未満） 3分の2以内 その他の市町村 2分の1以内 （補助限度額：1,000千円（上記①、②、③の各事業の総額）、④、⑤、⑥については、それぞれ上限500千円）		
県内事例	令和元年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 令和2年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、綾町、高鍋町、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町 令和3年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町		
県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (移住・定住推進担当)	電話番号	26-7922 内線：2228

移住支援金事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>県内における移住・定住の促進及び地域における人材不足の解消を図るため、市町村が実施する移住支援金支給事業を支援する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>市町村</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>一定の要件（県外に5年以上居住し、5年以上通勤している者等）に該当する県外から県内市町村への移住者のうち、以下に掲げる就業等を行う者に対し、移住支援金（世帯100万円、単身者60万円）を支給する事業。一部の市町村においては東京圏からの世帯での移住者に対して18歳未満の世帯員一人につき最大30万円加算。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県のマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」に移住支援金の対象として掲載された求人により就業した者 ② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者 ③ 自己の意思によりテレワークを行う者 ④ 市町村が認める関係人口に該当する者 ⑤ 地域課題解決型起業の交付決定を受けた者 ⑥ 農林漁業や福祉等の人材確保支援策を活用して自営又は個人経営事業所に就業した者 ⑦ 市町村長が、地域コミュニティの維持に必要であると認めた起業者 ⑧ 地域経済の活性化やコミュニティの維持に資する事業承継を行う者 		
<p>補助率</p>	<p>補助額は定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身での移住の場合 1件当たり45万円 ・ 2人以上の世帯での移住の場合 1件当たり75万円 ・ 世帯での移住の場合で、18歳未満の世帯員を帯同した移住の場合の加算帯同する18歳未満の世帯員1人当たりにつき、市町村が加算する額の4分の3（1人当たり22万5千円を上限） 		
<p>県内事例</p>	<p>令和元年度採択：宮崎市、西都市、高原町、国富町、綾町、新富町、川南町</p> <p>令和2年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町</p> <p>令和3年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、高千穂町</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>総合政策部 中山間・地域政策課 (移住・定住推進担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7922 内線：2239</p>

移住者向け空き家利活用促進支援事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要	空き家を活用した移住及び定住等の促進による地域の活性化を図るため、市町村の主体的な取組を支援する。		
事業実施主体	市町村		
対象事業等	① 個人の空き家改修等促進事業 空き家等情報バンクに登録されている個人の空き家改修や清掃等に対する市町村補助を支援する事業 ② 空き家サブリース及び廃校等遊休施設利活用促進事業 空家等対策計画策定済みの市町村がサブリースを実施するために行う空き家の改修又は市町村が移住促進を目的として遊休施設等の改修に対して支援する事業 ※①事業については令和2年度から実施。		
補助率	① 全域が中山間地域である市町村（財政力指数0.4未満） 3分の2以内 その他の市町村 2分の1以内 ※ハード事業については、1戸あたり800千円上限 ② 補助対象経費の3分の1以内 （補助上限額）1戸あたり1,500千円（空き家サブリース） 1件あたり5,000千円（廃校等遊休施設）		
県内事例	令和2年度採択：小林市、日向市、三股町、高原町、西米良村、川南町、門川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 令和3年度採択：小林市、日向市、串間市、えびの市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、木城町、川南町、門川町、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町		
県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (移住・定住推進担当)	電話番号	26-7922 内線：2228

「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要	地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者との話し合いの下に実施する、人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する取組を支援する。		
事業実施主体	(1) 地域住民により構成される任意団体 (2) 公民館、自治会等の地縁的組織 (3) NPO法人、公益社団法人、一般社団法人 (4) 民間事業者 (5) その他知事が補助対象事業者として適当と認める団体		
対象事業等	人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する、以下に例示する事業で、補助金事業終了後も自立的・継続的な活動が見込まれるもの。 (1) 人口減少の抑制 ア 移住・定住者に対する空き家、空き店舗等のあっせん イ 移住者・定住者の世話役の配置 ウ 移住お試し住宅の運営 (2) 生活に必要な機能・サービスの維持確保 ア 高齢者等の交流拠点の設置 イ 移動支援・買い物支援 ウ 独居者への配食や見守り エ 物流の確保 オ 燃料（ガソリン、灯油）の供給		
補助率等	10 / 10 （上限3,000千円）		
県内事例	都城市：空き店舗等を改修し、地域の核となる交流拠点を整備。 椎葉村：空き屋を集落の交流拠点機能を備えたシェアハウス型のお試し住宅に改修。 西都市：地域住民がボランティアにより、高齢者等の移動支援を行う仕組みを整備。		
県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線：2224

移住・定住・交流推進支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

— (一財) 地域活性化センター —

事業の目的・概要

(一財)地域活性化センターが、(一財)全国市町村振興協会の助成金等を財源に、地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村等、または NPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。

事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

対象事業等

- 1 助成対象事業は、次の基準に適合するもの
 - (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。なお、計画策定のみに係る事業については対象外とする。
 - (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。
 - (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 助成対象事業例 ※以下の例が助成対象となる全てではない
 - (1) 移住促進に向けて地域住民と協力して行う事業
 - (2) 都市等の他地域の住民との交流を促進する事業や定住促進を図る事業
 - (3) 古民家や空き家等を利活用し、移住・交流を推進する事業
 - (4) 移住希望者等の相談窓口の充実を図る事業
- 3 助成対象経費

助成対象団体が実施する事業費、又は事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費

補助率等

- 1 助成率 100%以下
- 2 助成額上限 2,000千円

県内事例

- H30 川南町：川南町「食の空間」整備事業
 椎葉村：秘境の移住・交流を創る
- R元 川南町：ご当地パン「トロンパン」開発による交流人口増加事業
- R4 椎葉村：eスポーツが繋ぐ新たな関係人口創出事業
 都城市：関係人口拡大ワーケーションモニター事業

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線：2229
-------	-------------------------------	------	--------------------

【 地域振興 】

地域イベント助成事業
(人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業)

(事業開始年度：昭和61年度)

— (一財) 地域活性化センター —

事業の目的・概要	(一財)地域活性化センターが、(公財)地域社会振興財団の交付金を財源に、地域社会の活性化及び宝くじの普及広報を図ることを目的として、地域で実施されるイベント事業に対する支援を行う。		
事業実施主体	市町村		
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティが主体となって行い、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベント。 2 交付金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。 3 事業の全てを委託する事業は対象外とする。 4 国又は地方公共団体の補助金を受けている事業は、対象外とする。 5 民間企業等により制度的支援を受けている事業は、対象外とする。 6 他団体と共催して実施する事業は対象外とする。 		
補助率等	<ol style="list-style-type: none"> 1 助成率 100%以内 2 助成額上限 1,000千円 		
県内事例	<p>H26 国富町：三名まつり</p> <p>H27 高原町：霧島登山マラソン</p> <p>H28 串間市：わくわくサイクリング in くしま2016 国富町：森竹まつり</p> <p>H29 五ヶ瀬町：夕陽の里フェスタ in 五ヶ瀬</p> <p>H30 美郷町：百済の里づくり記念イベント 五ヶ瀬町：伝統文化「神楽の祭典」</p> <p>R1 串間市：本城イルミナイト2019、Xmasイルミ2019 五ヶ瀬町：五ヶ瀬祭り</p>		
県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線：2229

地域活性化事業債

(事業開始年度：平成14年度)

— 総務省自治財政局地方債課 —

事業の目的・概要

地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とする。

事業実施主体

県・市町村

対象事業等

- (1) 地域経済循環の創造
自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創出するための基盤整備
- (2) 人材力の活性化
地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備
- (3) 地域の歴史文化資産の活用
個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備
- (4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保
少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備
- (5) 連携中枢都市圏構想の推進
連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備
- (6) 定住自立圏構想の推進
定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものの整備
- (7) 合併の円滑化
市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の下で平成22年4月1日以降に合併した市町村等が行う事業であって、合併市町村基本計画に基づき実施する合併の円滑化のために必要不可欠な庁舎等の統合・改修等並びに電算システム及び防災行政無線等の統合整備。

財政措置

- 地域活性化事業債の適用を協議（充当率：90%）
※元利償還金の30%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当) 総務部 市町村課 (財政・地方債担当)	電話番号	26-7035 内線2223 26-7022 内線2159
-------	---	------	--

地方創生アドバイザー事業

(事業開始年度：平成3年度)

— (一財) 地域活性化センター —

事業の目的・概要

(一財)地域活性化センターが、地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家(アドバイザー)を招聘し、自主的、主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む事業に対する支援を行う。

事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会

対象事業等

地域活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性があるもの。アドバイザーを招聘し助言を受ける研修等、以下を例示とする。

- (1) 地域の総合的な振興に関する事業
- (2) 地域経済の振興に関する事業
- (3) 地域文化の振興に関する事業
- (4) 情報化対策に関する事業
- (5) その他の事業

補助率等

助成限度額は1件につき20万円で、補助率は100%以下とし、アドバイザーを招聘するために要する経費として、以下を助成する。

- (1) 謝金：アドバイザー1人1回につき10万円を上限とする実費分
ただし、招聘する人数や招聘する回数は問わない。
- (2) 交通費：日当及びグリーン料金等を除く実費分
- (3) 宿泊費：アドバイザー1人1泊につき13,300円を上限とする実費分

県内事例

- H18 都城市：都城市市民公益活動推進計画の策定
- H20 宮崎市：住民主体のまちづくりを展開するための地域課題の抽出方法
延岡市：市民と行政との協働によるまちづくりについて
- H22 小林市：住民と行政との協働によるまちづくり
串間市：都井岬観光ガイド養成
- H23 新富町：るびーモール商店街等の活性化
- H24 高原町：定住対策による地域活性化
- H29 川南町：1%戦略・地元にと仕事を取り戻す

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業

(事業開始年度：平成27年度)

— (一財) 地域活性化センター —

事業の目的・概要	(一財)地域活性化センターが、(一財)全国市町村振興協会の助成金等を財源に、「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対して支援を行う。		
事業実施主体	(1) 市町村 (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
対象事業等	1 助成対象事業 将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するものとする。 (1) 助成対象団体、または地域団体等が自主的・主体的に実施するもの。 (2) 事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されるもの。 (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。 2 助成対象経費 助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費。		
補助率等	1 助成率 100%以下 2 助成額上限 ア 地域創生人材育成伴走型支援事業・・・1件につき1,500千円 イ 地域経済循環分析事業・・・・・・・・・・1件につき2,000千円 ウ 一般事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件につき1,500千円		
県内事例	令和3年度 高千穂町：観光マーケットを使った新たな農業振興モデル開発事業 五ヶ瀬町：ECOでつながる地域づくり 令和4年度 五ヶ瀬町：持続可能な集落構築に向けたコミュニティ形成事業		
県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線：2229

地域総合整備資金貸付事業 (ふるさと融資)

(事業開始年度：平成2年度)

— (一財)地域総合整備財団(ふるさと財団) —

事業の目的・概要

地域振興に資する民間事業活動を支援し、活力と魅力ある地域づくり活動を推進するため、金融機関等と共同して、民間事業者等が行う設備投資に対して無利子貸付を行う。

事業実施主体

民間事業者等（法人に限る。）

対象事業等

- 1 貸付対象事業
 地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、以下の要件をすべて満たすもの
 - 公益性、事業採算性等の観点から実施されること
 - 事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること
 - 都道府県、指定都市から融資を受ける場合… 5人以上
 （再生可能電気エネルギー事業は1人）
 - 市町村から融資を受ける場合… 1人以上
 - 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が 1,000 万円以上
- 2 貸付条件

■要件一覧（融資比率・融資限度額・雇用要件）

		通常の地域		過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏 連携中核都市圏	市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 ・ 熱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業
		一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	東日本大震災被災地域（※1）	
都道府県、指定都市	融資比率	35%		45%		45% ^(※2)	45%
	融資限度額	42	52.5	54	67.5	67.5 ^(※2)	67.5
	複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2 ^(※2)	101.2
	雇用	5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上					
その他市町村	融資比率	35%		45%		45%	45%
	融資限度額	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8	16.8
	複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3	25.3
	雇用	1人以上					

(※1)…岩手県、宮城県、福島県に限定

(※2)…但し、定住自立圏及び連携中核都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置については都道府県は対象外。

※令和4年4月から以下のような制度改正を行っています。熱炭素化支援機構は、国会に提出中の地球温暖化対策法改正法案が成立した場合に設立されるもので、令和4年3月末日時点では設立は確定していません。

※地域総合整備財団HPから抜粋

- 3 貸付団体に対する財政支援措置
 貸付のための資金調達には地方債の発行が認められ、この地方債の利率の75%が地方交付税措置される。

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2223
-------	-------------------------------	------	-------------------

【地域振興】

活力ある地域づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

（事業開始年度：平成9年度）

— （一財）自治総合センター —

事業の目的・概要	<p>（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業で、地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業について支援する。</p>		
事業実施主体	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等</p>		
対象事業	<p>1 地域資源活用</p> <p>地域の自然、文化、歴史、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する。</p> <p>2 広域連携推進</p> <p>複数の助成対象団体が共同して広域的な連携を目的として実施する。</p>		
補助額	<p>助成額上限：2,000千円</p>		
県内事例	<p>H26 小林市：「てなんど」～小林市地域資源発掘・発信プロジェクト～ 西都市：平助地区商店街街路灯LED化事業</p> <p>H27 都城市：都城市中央通り12・3・45番街イルミネーション事業 諸塚村：諸塚村協創の森づくり事業</p> <p>H28 えびの市：えびの“ゆしたたらん”百景プロジェクト事業</p> <p>H29 宮崎市：青島ビタミンプロジェクト開催事業 美郷町：「中小屋天文台」施設を活用した地域の魅力創造・発信事業</p> <p>H30 日之影町：日之影商店街街路灯LED化事業</p> <p>R1 木城町：日本酒プロジェクトPR事業</p> <p>R2 採択なし</p> <p>R3 採択し</p>		
県主管課名	<p>総合政策部 中山間・地域政策課 （地域総合調整担当）</p>	電話番号	<p>26-7035 内線2229</p>

シンポジウム助成事業

(事業開始年度：平成22年度)

— (一財) 自治総合センター —

事業の目的・概要

(一財)自治総合センターが、シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。

事業実施主体

- (1) 都道府県
- (2) 市町村

対象事業等

- 1 地方公共団体が企画するシンポジウム
パネルディスカッション（必須）、基調講演、事例発表、展示会等
- 2 地域住民等広く一般の者が参加できるもの任意のテーマ
- 3 国の補助金の交付を受けない事業
助成金の交付決定があった年度に完了するもの
- 4 助成対象経費の具体例
 - ・パネリスト等謝金（1,000千円を上限）
 - ・旅費交通費
 - ・食糧費（レセプション・懇親会・反省会等経費は対象外）
 - ・会場設営費、会場借上料
 - ・ポスター、チラシ、プログラム、看板、横断幕等制作費
 - ・広告費（新聞掲載費、掲示費等）
 - ・保険料（催事保険料等）
 - ・委託料（事業全般を一括して業者に委託する場合は対象外）

補助額

1事業につき3,000千円を限度

県内事例

- H28 宮崎市：太陽と緑の大地ガーデンシティーみやざきを目指して
- H29 宮崎市：Karada Good Miyazaki シンポジウム
- H30 延岡市：祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録1周年記念シンポジウム
- R1 小林市：第1回全国和牛サミット
- R2 こども政策課：未来みやざき子育て県民運動10周年事業
ファザーリング全国フォーラム in みやざき
- R3 申請なし
- R4 宮崎市：地域が文化財を元気にする

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

地域移動手段確保支援事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>免許返納者の増加等に伴う、中山間地域の交通弱者に対応するため、地域内での移動手段の検討や、地域住民主導で実施する自家用有償旅客運送等の起ち上げ等を支援することにより、地域の移動手段確保を図る。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>(1) 地域住民により構成される任意団体 (2) 公民館、自治会等の地縁的組織 (3) NPO 法人、公益社団法人、一般社団法人 (4) 民間事業者 (5) その他知事が補助対象事業者として適当と認める団体</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>交通弱者に対応するための地域の移動手段確保に向けた、以下に例示する事業で、補助事業終了後も自立的・持続的な活動が見込まれるもの</p> <p>(1) 移動手段確保の取組の起ち上げに向けた検討等 ア ニーズ調査、実施可能性調査 イ 話し合いの開催（座談会、検討会等） ウ 運行計画の策定 エ 許可・登録等の諸手続 オ 先進地視察 ※ 上記に係る委託費用を含む</p> <p>(2) 運行の実証実験 ア 車両のリース イ システムの活用（予約、運行管理、安全運転等） ウ 大臣認定講習、安全運転講習等の受講 ※ 車両の購入費用、車庫・事務所等の建設、改修費用は補助対象外</p>		
<p>補助率等</p>	<p>2 / 3 以内 （上限 2 0 0 万円）</p>		
<p>採択に関する注意事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体の取組について、地域住民が課題意識を持って取り組むものであること。 ・ 地域住民の参画の方法が明らかになっていること。 ・ 市町村が地域の抱える課題として認識していること。 		
<p>県 主 管 課 名</p>	<p>総合政策部 中山間・地域政策課 （中山間・特定地域振興担当）</p>	<p>電話番号</p>	<p>2 6 - 7 0 3 6 内線：2 2 2 4</p>

【 地域振興 】

持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>県内地域間の幹線・広域的バス路線の維持をはじめ、地域内での移動手段の確保対策を総合的に進め、地域交通ネットワークの再構築・最適化等の改善を一体的に促進することで、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築を図る。</p>			
<p>事業実施主体</p>	<p>市町村、交通事業者、団体等</p>			
<p>対象事業等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 オンデマンド交通システム導入支援 地域内交通の効率化を図るためにオンデマンド交通システムを導入する市町村を支援する。 2 既存輸送サービスの効率的活用に資する取組への支援 スクールバスや福祉輸送等の既存輸送サービスの効率的な活用に資する取組や調査等を行う市町村を支援する。 3 地域交通計画策定支援 地域交通に関する計画を策定する市町村を支援する。 4 コミュニティバス情報の見える化推進に係る支援 コミュニティバス等の運行情報を Google マップ等の経路検索サービス上で表示するための必要なデータ整備を行う市町村を支援する。 			
<p>補助率</p>	<p>2分の1以内</p>			
<p>県内事例</p>	<p>令和3年度のおもな実績は以下のとおり。</p> <p>(都城市) 持続可能な公共交通ネットワークを確保するため、公共交通空白地を対象としたデマンド型乗合タクシーを導入。</p> <p>(串間市) スクールバスに一般利用者も一緒に乗せる「混乗化」や、登下校以外の時間帯に一般利用向けバスとして活用する「間合い利用」の実証運行を実施。</p> <p>(小林市) (三股町) 持続可能な公共交通ネットワークの形成を進めるため、地域公共交通計画を策定。</p>			
<p>県主管課名</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="363 1944 887 2033"> 総合政策部 総合交通課 (地域交通担当) </td> <td data-bbox="887 1944 1034 2033"> 電話番号 </td> <td data-bbox="1034 1944 1498 2033"> 26-7037 内線：3915 </td> </tr> </table>	総合政策部 総合交通課 (地域交通担当)	電話番号	26-7037 内線：3915
総合政策部 総合交通課 (地域交通担当)	電話番号	26-7037 内線：3915		

市町村地域づくり支援資金貸付事業

(事業開始年度：平成25年度)

— 県 —

事業の目的・概要

防災・減災・国土強靱化、人口減対策など、市町村が当面する課題の解決に取り組む事業及び県が毎年度示す重点施策に市町村が積極的に取り組む事業に対して、無利子資金を貸し付け、重点的に支援を行う。

事業実施主

市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）

対象事業等

原則として、地方財政法第5条の規定に基づく経費であり、かつ地域づくり支援資金以外の地方債の貸付を受けない次の1から3の区分に該当する事業

- 1 防災・減災・国土強靱化事業
- 2 人口減対策事業
- 3 県の重点施策を推進する事業

貸付条件

- 1 利 子 無利子
- 2 貸付限度額 1件当たり原則1億円を上限
- 3 償還期間 10年以内（据置なし）
- 4 償還方法 半年賦均等償還
- 5 貸付日 原則3月31日（緊急を要する場合には弾力的に対応）
- 6 充 当 率 各団体の財政力指数に応じて以下のとおりとする。

区 分	貸付充当率
財政力指数が県内市町村平均を超える団体	80%
財政力指数が県内市町村平均以下で、県を超える団体	90%
財政力指数が県以下の団体	100%

県内事例

平成25年度貸付実績	11団体	18件
平成26年度貸付実績	12団体	23件
平成27年度貸付実績	10団体	24件
平成28年度貸付実績	12団体	25件
平成29年度貸付実績	7団体	17件
平成30年度貸付実績	11団体	23件
令和元年度貸付実績	8団体	24件
令和2年度貸付実績	12団体	23件
令和3年度貸付実績	10団体	24件

県主管課名	総務部 市町村課 (財政・地方債担当)	電話番号	26-7022 内線：2158
--------------	------------------------	-------------	--------------------

共生の地域づくり助成事業
(コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：平成12年度)

— (一財) 自治総合センター —

<p>事業の目的・概要</p> <p>事業実施主体</p> <p>対象事業等</p> <p>助成額</p> <p>県内事例</p>	<p>一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>市町村</p> <p>地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。</p> <p>・ハード事業 1,000万円が上限 ・ソフト事業 500万円が上限 (いずれも10万円未満切り捨て)</p> <p>事業採択実績 平成26年度 高千穂町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事) 平成27年度 高千穂町 (公共施設のバリアフリー化工事) 平成28年度 諸塚村 (集会所の改修工事) 平成29年度 延岡市 (公共施設のバリアフリー化工事) 平成30年度 五ヶ瀬町 (バリアフリー対応車両の整備) 令和元年度 高千穂町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事) 令和2年度 高千穂町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事) 令和3年度 高千穂町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事)</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>総務部 市町村課 (行政担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7116 内線：2164</p>

一般コミュニティ助成事業
(コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：昭和53年度)

— (一財) 自治総合センター —

事業の目的・概

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

事業実施主体

- (1) 市町村が認めるコミュニティ組織
- (2) 市町村

対象事業等

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

助成額

100万円から250万円まで（10万円未満切り捨て）

県内事例

事業採択実績		
平成26年度	19市町村	30団体
平成27年度	19市町村	27団体
平成28年度	21市町村	35団体
平成29年度	23市町村	29団体
平成30年度	23市町村	24団体
令和元年度	22市町村	24団体
令和2年度	23市町村	31団体（追加募集3団体含む）
令和3年度	24市町村	48団体（追加募集10団体含む）

例：公民館空調機の整備
屋外放送設備の整備
伝統衣装ほかコミュニティ活動備品の整備 など

県主管課名	総務部 市町村課 (行政担当)	電話番号	26-7116 内線：2164
-------	--------------------	------	--------------------

コミュニティセンター助成事業
(コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：昭和55年度)

— (一財) 自治総合センター —

事業の目的・概要

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

事業実施主体

- (1) 市町村が認めるコミュニティ組織で、地方自治法に定める認可地縁団体
- (2) 市町村

対象事業等

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター、自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

助成額

対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額（10万円未満切り捨て）
※ただし1,500万円が上限

県内事例

事業採択実績		
平成26年度	3市町村	3団体
平成27年度	3市町村	3団体
平成28年度	4市町村	4団体
平成29年度	4市町村	4団体
平成30年度	2市町村	3団体
令和元年度	3市町村	3団体
令和2年度	3市町村	3団体
令和3年度	2市町村	2団体

県主管課名	総務部 市町村課 (行政担当)	電話番号	26-7116 内線：2164
-------	--------------------	------	--------------------

【 地域振興 】

みやざきローカルフードプロジェクト（LFP）強化事業

（事業開始年度：令和4年度）

－ 農林水産省新事業・食品産業政策課（地域食品産業連携プロジェクト推進事業）－

事業の目的・概

農林漁業者が、加工・販売業者、観光業者など多様な食農関係者と連携し、それぞれの強みを出し合いながら地域食資源を活用した新ビジネスの創出に挑戦する「ローカルフードプロジェクト（LFP）」を推進する。

※ LFP：Local Food Project の略

事業実施主体

農業者・加工販売業者等によるプロジェクトチーム

対象事業等

LFP新商品・新サービス開発支援事業
 (1) ポストコロナの消費ニーズに対応した新商品・サービス開発等の支援
 (2) 商品のブラッシュアップ支援（専門家派遣）

補助率

LFP新商品・新サービス開発支援事業
 (1) 定額（上限400万円）

県内事例

令和3年度に開始したローカルフードプロジェクト一覧

No	プロジェクト内容	参画者数
1	綾町産有機農産物を使用した新商品の開発（写真1）	6者
2	有機農産物等の新物流サービスの開発（写真2）	4者
3	観光農園等によるオンラインツアーの開発（写真3）	9者
4	県産野菜・果実を使用した機能性飲料の開発	6者
5	高千穂町産農産物を使用した新商品・サービス開発	3者
6	県産椎茸を使用した新商品開発	4者
7	みやざき地頭鶏の海外向け新メニュー開発	2者
8	日南産グレープフルーツを使用した新商品開発	4者

（写真1）



（写真2）



（写真3）



県主管課名	農政水産部 農業流通ブランド課 （6次産業化推進担当）	電話番号	26-7847 内線：2623
-------	--------------------------------	------	--------------------

空き家再生等推進事業（旧老朽住宅除却等事業）

（事業開始年度：平成10年度）

— 国土交通省住宅局住環境整備室 —

事業の目的・概要

不良住宅・空き家住宅の除却及び空き家住宅・空き建築物の活用を行うことにより、住環境の整備改善や地域活性化の取り組みを支援し、地域コミュニティの維持再生を図ることを目的としたものである。

空き住宅とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の住宅が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

空き建築物とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

事業実施主体

市町村、特別な事情がある場合には、県

対象事業等補助率

- ① 不良住宅又は空き家住宅の除却費（補助率：1／2）
- ② 不良住宅又は空き家住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費（補助率：1／2）
- ③ 空き家住宅及び空き建築物の活用費（補助率：1／2）
- ④ 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し改修等に要する経費（補助率：1／3（※かつ地方公共団体が補助する額の1／2以内））
- ⑤ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用（補助率：1／2）
- ⑥ 空き家住宅又は空き建築物の実態把握に要する費用（補助率：1／2）

補助基準

<対象地域>

【不良住宅又は空き家住宅の除却を行う事業】

・不良住宅又は空き家住宅の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域外

【空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業】

・産炭等地域又は過疎地域
 ・不良住宅又は空き家住宅の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画、都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域内

県内事例

施行者名	年度	対象戸数	事業内容
諸塚村	H12	2戸	空き家の古民家を改修した宿泊・体験交流施設の整備
串間市	H15	5戸	市営姥ヶ迫、橋之口団地の空家住宅の除却
山田町	H15	18戸	町営万ヶ塚第1、西柵第1、東谷頭団地の空家住宅の除却
諸塚村	H23～H24	2戸	空き家を改修し、中長期滞在希望者を受け入れる体験交流施設の整備
宮崎市	H28	1戸	青島地域をモデル地区とし、一定の要件を満たす空き家の除却
美郷町	H28	1戸	空き家を改修し、地域のコミュニティ施設として活用
	H29	1戸	空き建築物を改修し、宿泊体験やスポーツ合宿等施設として活用
椎葉村	H30	1戸	空き家を除却し、跡地を利用して交流施設を整備

県主管課名

県土整備部 建築住宅課
 （住宅企画担当）

電話番号

24-2744
 内線：6524